

令和7年鎌ケ谷市農業委員会第10回定例総会会議

鎌ケ谷市農業委員会会長時田將は、令和7年鎌ケ谷市農業委員会第10回定例総会を鎌ケ谷市総合福祉保健センター4階会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和7年10月8日（水） 午後4時00分

2 農業委員

出席委員 10名

1. 古川 和昭 委員	3. 川村 誠司 委員	4. 石井 晃 委員
5. 板橋 睦男 委員	6. 熊谷 弘和 委員	7. 石井 正美 委員
8. 奥山 喜和子委員	9. 時田 將 委員	10. 山田 芳裕委員
11. 皆川 利一委員		

欠席委員 1名

2. 高橋 雅浩 委員

農地利用最適化推進委員

出席委員 5名

大野 辰夫 委員	尾形 真宏 委員	飯田 展久 委員
鈴木 久夫 委員	渋谷 庄司 委員	

3 事務局出席者

出席職員 3名

事務局長	市村 昌子
主 査	浅海 一洋
主任主事	鈴木 庸平

4 会議日程

- ・議事録署名委員の指名について
- ・議事

議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第2号	農用地利用集積等促進計画について	2件
議案第3号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について	1件
議案第4号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	2件
報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	1件
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について	1件
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について	7件
報告第4号	引き続き農業経営を行っている旨の証明願について	4件

5 開 会 午後4時00分

時田 議長 ただいまの出席委員は農業委員が10名で、推進委員は5名です。定足数に達しておりますので、令和7年鎌ケ谷市農業委員会第10回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

時田 議長 議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員に、
5 番、板橋睦男委員、
6 番、熊谷弘和委員を指名いたします。

時田 議長 お諮りいたします。
議案第 1 号より逐次審議することにご異議ありませんか。
(「異議なし」との声多数あり)

時田 議長 ご異議なしと認め、議案第 1 号より逐次審議いたします。
今回の現地調査班は 2 班です。
飯田展久班長より総括報告をお願いいたします。

飯田 班長 議長
時田 議長 飯田展久班長
飯田 班長 2 班の現地調査の報告をいたします。
10 月 1 日午後 2 時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、
班員 4 名、時田会長、山田会長職務代理者、事務局職員 3 名と共に現地調査を実施しました。
提出された案件は、農地法第 5 条に規定による許可申請について 1 件、
農用地利用集積等促進計画について 2 件、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について 1 件、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について 2 件の合計 6 件です。
2 班といたしましては、いずれも許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほど、よろしくをお願いいたします。
なお、詳細につきましては班員より報告いたします。
以上で 2 班の総括報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

時田 議長 それでは、議案第 1 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、を議題といたします。

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

鈴木主任主事 議長
時田 議長 鈴木主任主事
鈴木主任主事 議案書の 3 ページをご覧ください。
議案第 1 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、をご説明いたします。
申請地は、田 6 筆、面積 4, 3 2 3 平方メートルの賃借権による資材置場用地です。
申請理由は、譲受人は、土木業を営んでおり、事務所の近くに資材置場

を保有していますが、今後、国道４６４号線方面の現場が増える見込みであることから、利便性を考慮し既存施設を廃止し新たに資材置場を設置するもので、転用計画は妥当なものであると思われます。

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、敷地内を砂利敷きにすることによる自然浸透とし、周囲を安全鋼板で囲うことにより土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分につきましては、半径１キロメートル以内に鉄道の駅があり、当該区域内の宅地割合が４０パーセント以上あることから、第２種農地に該当します。代替性につきましては、工事現場への利便性が高いことから、他の土地では代替えがきかないものと思われます。

資金につきましては、金融機関の残高証明より確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

なお、信用につきましては、特に違反等がないことから、問題はないものと思われます。

以上です。

時田 議長

現地調査の報告を求めます。

皆川 委員

議長

時田 議長

１１番、皆川利一委員

皆川 委員

議案第１号 農地法第５条の規定による許可申請について、を報告いたします。

１０月１日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、現況が畑６筆、合計面積４，３２３平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、トラックの大きさを確認したところ、３トントラックと４トンのユニックとのことで、そのトラック等が通行できる橋の耐久性があるか確認したところ、問題はないとのこと、工事費が適正な相場か確認したところ、適正であることを確認し、次に、通勤自動車置場の車格について確認したところ、普通自動車とのことでした。また、申請地の西側の農地への進入路について確認したところ、申請地から安全鋼板を通り抜けていくとのことでしたので、通勤自動車については、大きさの修正、安全鋼板については、進入路が確保できるようにし、本日、変更された土地利用計画図を確認しました。次に、工事期間中は基より、施工後においても出入りには十分注意すること、許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書を提出するとともに、使用６か月後に転用事実確認証明願を提出し、地目変更をすること、なお、事業計画等に変更が生じた場合は、

事前に農業委員会事務局に相談することを指導しました。最後に、関係各課から意見照会による意見書の受領及び受領の署名をお願いしました。

以上で報告を終わります。

時田 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長

なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長

それでは、採決をいたします。

議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長

全員賛成により、議案第1号は可決されました。

時田 議長

続きまして、議案第2号農用地利用集積等促進計画について、を議題といたしますが、審議番号1及び審議番号2を内容により一括審議にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

時田 議長

会議規則 第10条の規定に基づき、7番、石井正美委員の退席を求めます。

(石井委員退席)

時田 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

鈴木主任主事

議長

時田 議長

鈴木主任主事

鈴木主任主事

議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農用地利用集積等促進計画について、審議番号1及び審議番号2を一括してご説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より、農用地利用集積等促進計画案の意見を求められたものです。

計画は、審議番号1が、畑1筆、面積1,256平方メートルの賃借権の更新で、更に5年間の利用権を設定するものです。審議番号2は、畑1筆、面積2,456平方メートルの新規の賃借権で、新たに5年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者はいずれも、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。

以上です。

時田 議長

現地調査の報告を求めます。

渋谷 委員 議長

時田 議長 渋谷庄司推進委員

渋谷 委員 議案第2号 農用地利用集積等促進計画について、審議番号1及び審議番号2を一括して報告いたします。

現地は、審議番号1が、畑1筆、面積1,256平方メートルの普通畑を、更に5年間の賃借権を設定するもので、審議番号2は、畑1筆、面積2,456平方メートルの樹園地を、更に5年間の賃借権を設定するものです。

調査の結果、いずれも問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。

審議番号1及び審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、審議番号1及び審議番号2は可決されました。

時田 議長 7番、石井正美委員の除斥を解きます。

(石井委員着席)

時田 議長 続きまして、議案第3号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、を議題といたします。

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

鈴木主任主事 議長

時田 議長 鈴木主任主事

鈴木主任主事 議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、を説明いたします。

申請地は、畑2筆、合計面積3,913平方メートルです。

本申請は、生産緑地の買い取り申出を行うために提出されたものです。

買い取り申出事由は、主たる農業従事者の死亡によるものです。

買い取り申出事由の生じた者が、農業に従事していたことは、農地台帳及び事情聴取により確認しています。

以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。

奥山 委員 議長
時田 議長 8 番、奥山喜和子委員
奥山 委員 議案第 3 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、を報告いたします。

申請地は、畑 2 筆、合計面積 3, 9 1 3 平方メートルの樹園地及び普通畑でした。

本申請は、農業従事者の死亡を事由とする生産緑地の買取り申出をするために申請されたもので、事務局説明のとおり、買取り申出事由の生じた者は農業従事者であったことは明らかであり、生産緑地法第 1 0 条の規定に基づく主たる従事者であったことを証明することは、適当であると思われます。

皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。

議案第 3 号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、議案第 3 号は可決されました。

時田 議長 続きまして、議案第 4 号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、審議番号 1 を議題といたします。

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

鈴木主任主事 議長

時田 議長 鈴木主任主事

鈴木主任主事 議案書の 6 ページをご覧ください。

議案第 4 号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、審議番号 1 をご説明いたします。

申請地は、市街化区域内の生産緑地に指定された畑 3 筆、合計面積 7, 4 9 9 平方メートルです。

本申請は、農地の相続税の猶予を受けるために申請されたものです。

申請人は経営主として、他に専従者 3 名の計 4 名で耕作を行い、今後も引き続き農業経営を行うとのことです。

また、年間従事日数、耕作、従事年数等につきましては、農業経営実態証明書及び申請人からの聞き取りにより確認し、特に問題はありません。

以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。

熊谷 委員 議長

時田 議長 6 番、熊谷弘和委員

熊谷 委員 議案第 4 号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、審議番号 1 を報告いたします。

10 月 1 日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査を実施しました。

現地は、畑 3 筆、合計面積 7, 499 平方メートルで、生産緑地に指定された普通畑、樹園地及び施設園芸用地として適切に耕作されていました。

書類審査、現地調査の結果、問題はないものと思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。

審議番号 1 について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、審議番号 1 は可決されました。

時田 議長 続きまして、議案第 4 号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、審議番号 2 を議題といたします。

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

鈴木主任主事 議長

時田 議長 鈴木主任主事

鈴木主任主事 議案書の 6 ページをご覧ください。

議案第 4 号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、審議番号 2 をご説明いたします。

申請地は、市街化区域内の生産緑地に指定された畑 8 筆、合計面積 13, 297. 79 平方メートルです。

本申請は、農地の相続税の猶予を受けるために申請されたものです。

申請人は経営主として、他に専従者 1 名の計 2 名で耕作を行い、今後も引き続き農業経営を行うとのことです。

また、年間従事日数、耕作、従事年数等につきましては、農業経営実態証明書及び申請人からの聞き取りにより確認し、特に問題はありません。

以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。

熊谷 委員 議長

時田 議長 6 番、熊谷弘和委員

熊谷 委員 議案第 4 号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、審議番号 2 を報告いたします。

10 月 1 日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査を実施しました。

現地は、畑 8 筆、合計面積 13,297.79 平方メートルで、樹園地及び普通畑として適切に耕作されていました。

書類審査、現地調査の結果、問題はないものと思われそうですが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。

審議番号 2 について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、審議番号 2 は可決されました。

時田 議長 以上で、本日の審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告第 1 号から報告第 4 号までを事務局から報告願います。

鈴木主任主事 議長

時田 議長 鈴木主任主事

鈴木主任主事 それでは、議案書の 7 ページをご覧ください。

報告第 1 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について 1 件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理いたしました。

続きまして、議案書の 8 ページから 10 ページまでをご覧ください。

報告第 2 号農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出について 1 件、報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出について 7 件の合計 8 件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の 11 ページから 13 ページをご覧ください。

報告第 4 号引き続き農業経営を行っている旨の証明について 4 件につき

ましては、事務局において現地調査を行ったところ、いずれも農地として耕作されていたので、事務局長専決により、証明書を発行いたしました。

以上です。

時田 議長 ただいま、報告のあったとおりでございますので、ご了承願います。

時田 議長 以上で、令和 7 年鎌ヶ谷市農業委員会第 1 0 回定例総会を閉会いたします。

皆様ご苦勞様でした。

閉会 午後 4 時 2 0 分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和 7 年 1 1 月 1 0 日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 時田 將

鎌ヶ谷市農業委員会委員 板橋 睦男

鎌ヶ谷市農業委員会委員 熊谷 弘和